

# 公立小中学校等会計年度任用教育職員（免許外教科担当の解消に係る 中学校及び義務教育学校後期課程教科担当非常勤職員）募集要項

芳賀教育事務所では、公立小中学校等会計年度任用教育職員（免許外教科担当の解消に係る中学校及び義務教育学校後期課程教科担当非常勤職員）の募集を行います。

## 1 採用予定人員、勤務場所及び仕事の内容

採用予定人員	勤務場所	仕事の内容
3名程度	芳賀地区中学校	○教科指導 ・教科（美術） ・中学校における教科指導 ・場合によって複数校を兼務

## 2 勤務条件

- (1) 任用期間 令和3(2021)年4月1日から令和4(2022)年3月31日まで  
※1 採用後、1か月間は条件付採用期間（試用期間）となります。なお、1か月の勤務日数が15日に満たない場合には、15日に達するまで延長します。  
※2 勤務成績が良好で一定条件を満たした場合、任用期間満了後に再度採用されることがあります（最初の採用から最長で5年間）。
- (2) 勤務時間 おおむね1日当たり4～5時間の勤務
- (3) 給与 ① 時間額 2,620円（令和3(2021)年4月1日予定）  
② 通勤手当 当方規程により通勤手当を支給します。
- (4) 有給休暇 年次有給休暇ほか
- (5) 社会保険 災害補償については、「労働者災害補償保険法」によります。
- (6) 服務 地方公務員法が適用となり、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務等が課されることとなります。

## 3 募集対象

次の(1)から(3)の全てを満たす人

- (1) 各校種・職種に応じた免許状等を有する人又は取得見込の人
- (2) 地方公務員法第16条及び教育基本法第9条に規定する欠格条項に該当しない人  
(次のいずれにも該当しない人)
- ア 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- イ 栃木県職員として懲戒免職処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
- ウ 教育職員免許法第10条及び第11条の規定により免許状がその効力を失う又は取上げの処分を受けてから3年を経過しない人
- エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- (3) 積極的に業務に取り組む意欲がある人

## 4 受付期間

令和3年3月1日（月）から令和3年3月10日（水）

※応募者を一定数確保できた場合は受付期間前に募集を締め切る場合があります。

## 5 選考方法

書類選考のほか、就労への意欲や適性などについて個別に面接等を行います。詳しくは、下記の問合せ先にお問い合わせください。

## 6 申込方法

令和3年度当初からの任用を希望する人は、必要な書類を下記の送付先まで郵送するか持参してください。**【令和3年3月10日（水）必着】**

### (1) 履歴書（写真付）

※ 履歴書は芳賀教育事務所のホームページからダウンロードしたものか市販のものを使用してください。

※ 自筆で必要事項を記入してください。

### (2) 免許許状授与証明書又は免許状写（令和2年度までに芳賀教育事務所管内にて臨時的任用教員又は非常勤講師として提出している方は提出の必要はありません。）

※ 会計年度任用教育職員（非常勤職員）の採用にあたっては、年度末の短期間に必要書類を整備する必要があり、希望者の皆さんにはご迷惑をおかけすることとなりますが、前もって上記の書類の提出をお願いいたします。この書類を提出されても、必ずしも採用されるとは限らないことをご理解の上、必要事項を記入し、期限を守って提出願います。

※ 持参の場合には、平日の8：30～17：15の間にお越しください。

※ 郵送の場合には、表に「会計年度任用職員選考申込」と書いた封筒に入れてください。

※ 提出された書類は返却しません。

なお、採用されなかった応募者の書類は破棄しますのでご了承ください。

### 【応募書類の送付・提出先】

○ 芳賀教育事務所学校支援課

☎0285-82-3324

〒321-4305 真岡市荒町116-1

## 7 結果の発表

選考結果については、令和3年3月16日（火）までに電話でご連絡いたします。

※ 連絡先は、面接時に確認します。